平成24年度税制改正(地方税)要望事項

(新設 拡充)延長・その他)

No	9									<u>府</u>	省 庁	名	農林水	産省
対象科	说目	個ノ	住民税	法人	住民税	事業税	事業税	(外形)	不動産取得	说 固定資	全税	事業所税	その他	(軽油引取税
要望 項目名	呂	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化(漁業関係)												
要望区(概要		船舶の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化。 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 船舶(漁船)の動力源に供する軽油を使用する漁業者。 ・特例措置の内容 船舶(漁船)の動力源に供する軽油の引取りについては、所定の手続きを経た上で軽油引取税(32,100円/kl)の課税が免除される。												
関係多	秦文	<u></u>	也方税法院	附則第	12 条の	2თ7								-
減収 見込額	湏	(社	7年度)	- (-)			(平年度	ξ) – (Δ1	3, 091)		(首	単位:百2	万円)
要望到	田	(1)政策目的 船舶の動力源に供する軽油をできるだけ安価で安定的に供給し、生産コストの軽減を通じて漁業者の経営の体質強化を図り、水産物の安定供給を確保することを目的としている。 (2)施策の必要性 漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は約17%と高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。このため、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担を軽減し、生産コストの低減により漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。												
本要望 対応 報減 3	する	なし	,											

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定							
	政策の 達成目標	漁業者の負担の軽減と零細経営体の体質強化を達成目標としている。							
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置。							
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ。							
	政策目標の 達成状況	漁業分野における平成21年度の免税軽油使用者は、約6万人となっており、免税額は約131 億円と漁業者の経営の安定及び水産物の安定供給の確保に貢献しているところである。							
有効性	要望の措置の適用見込み	区分 24 年度 (見込み) 対象者数 (千人) 61 適用数量 (千k 1) 408 減税見込額 (百万円) 13,091							
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給が期待される。							
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし							
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし							
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし							
	要望の措置の 妥当性	近年、原油価格高騰の長期化による漁業への悪影響が顕在化しているところである。 こうした状況に対応し、生産コストの低減により経営の安定と国際競争に耐え得る体質の強い生産 体制の確立を図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を恒久化する必要があ る。							
	ページ	9—2							

		区分	17 年度 (実績)	18 年度 (実績)	19 年度 (実績)	20 年度 (実績)	21 年度 (実績)				
税負担軽減措置	置等の	対象者数(千人)	69	66	62	62	61				
適用実績		適用数量(千kl)	486	452	431	400	408				
		減税見込額(百万円)	15,614	14,494	13,843	12,826	13,091	,			
	脱負担軽減措置等の適 用による効果(手段との安定、水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。 しての有効性)							漁業経営			
前回要望時の 達成目標		政策の達成目標と同じ。									
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、漁業者の経営の安定及び水産物の安定的な供給が図られているが、漁業における経営費に占める燃料費の割合は高く、原油価格は高止まりであるなど漁業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。									
これまでの要望経緯		平成21年度税制改正により、道路特定財源から一般財源化されたが、政策税制として平成24年 3月31日までの適用期限の延長となった。									
9—3											